

三關係の錯覺によつて此緊張せる國民精神に弛緩を生ぜしめむか、彼等は「上御一人に對し奉り如何にして輔弼の責に任んぜんとするか。」

吾人は飽迄前述の所論に準據し、軍部大臣が職を賭して強固なる所信を貫徹せんことを切望し亦之を支援せんとするものである。若し之に依つて軍部大臣の辭職を見るに至らば、後任大臣に於て更に同一の主張を固持せんことを要望するものである。然らざれば我明倫會は斯る内閣を以て到底我が國策の遂行を擔當し能はざるのみならず國民の敵として飽迄其存立を拒否するものである。

在郷軍人は政治的に活動せよ 昭和八年十一月

吾人は曩に本誌第三號(五月號)に於て「在郷軍人は起つて政治的に國家を保護せよ」の題下に「在郷軍人は良民、中堅國民として最も適正確實に選舉權、被選舉權を行使すべく、漫然之を放棄するが如きは國民として非愛國的行爲なること、並に此の見地より在郷軍人は今や進んで政治的行動に參與し、政黨が素せる政治を改むべきを述べ、正に在郷軍人が政治救國を叫んで奮起すべき秋なり。斷然、既成政黨の積弊を打破し政治の淨化に邁進すべく、又深き信念と自覺とを以て一部のものの抑制壓迫を排し、斷乎として明倫會の結束と擴大とに努力せんことを切望せり。」

然るに在郷軍人中には吾等在郷軍人は政治的行動に興るべきに非ずとし、個人權を放棄して顧みざるものあり又在郷軍人會員として政治行動を慎しむべきを誤解し二個の國民としても亦在郷軍人は政治行動を爲すべからざるものと考へ、救國を叫んで起ちたる吾が明倫會に入會することさへ逡巡するものあり、偶々陸軍省前徵募課長松村大佐が中堅及戰友に掲げたる一文の表現に囚はれその精神を汲み、上司上官も亦た在郷軍人が一個の國民として政治的行動をなすを排撃するものとなし、在郷軍人會の會員たらざる者まで、其當然の責務を放棄し、政治救國に邁進するを避くる者あり、吾人は頗る之を遺憾としたり。

然るに在郷軍人會機關誌「戰友」第二百八十號(十月號)に於て、會長鈴木大將及副會長和田中將は此の事に關し、明確に意見を開陳し、その信念と抱負とを明にせり。此の意見たるや全然吾が明倫會の主張と同一にして、從來二部在郷軍人間にありし誤解を二掃するに足るものなり。

會長鈴木大將曰く

國家の内外多事多難の今日、特に會員諸君の自覺と努力に俟つもの多きを痛感するものである。試みに例せば貴衆兩院、府縣會乃至は地方自治體の議員選舉に當りては國法の定むる所に従ひ、權義の行使を誤らざるに努むるが如き(中略)等皆以て諸君が至誠奉公範を郷間に垂るゝの方途に依らねばならぬ事である。云々。

副會長和田中將曰く

我國現時の世相に於て、政黨政治を批難し或は政治家攻撃の聲頗るがまびすしいが、吾人も既成政黨の積弊に